【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】2019年9月27日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 桐谷 重毅

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03 - 6437 - 6000

【届出の対象とした募集(売出)内国投 GS・日本株ファンド(自動けいぞく)

資信託受益証券に係るファンドの名 (ファンドの愛称を「牛若丸(自動けいぞく)」とします。)

称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投 3,000億円を上限とします。

資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

GS・日本株ファンド(自動けいぞく)

(ファンドの愛称を「牛若丸(自動けいぞく)」とします。)

(以下「本ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 (以下「委託会社」または「当社」といいます。)を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。)に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

3.000億円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額です(1万口当たり)。

(なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は含まれません。)

ただし、自動けいぞく投資契約(販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:牛 若自動)。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令 および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)をその時の受益権 総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5)【申込手数料】

3.24%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税率が10%になった場合は、上限3.3%(税抜3%)となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

上記の規定にかかわらず、販売会社は、事前に委託会社に対して書面で通知し委託会社がこれを書面により承諾したときは、確定拠出年金法に基づく運用として受益権の取得申込みが行われる場合につき、 に規定する手数料率以外の料率(ただし、 に規定する料率の範囲内とします。)を定めることができるものとします。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位

(注) 販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2019年9月28日から2020年3月27日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下「販売会社」と総称します。)において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

(9)【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由 して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

本ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、 受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として「日本株マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への 投資を通じて、日本上場株式に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	独立区分	補足分類
		(収益の源泉)		
単位型	国内	株 式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債 券	MRF	特殊型
	内 外	不動産投信	ETF	
		その他資産		
		()		
		資産複合		

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいま

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

す。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	()	ファンド	なし	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・		その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファ		()	絶対収益追求型
債券	(隔月)	欧州	ンズ			その他
一般	年12回	アジア				()
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	()	中近東				
()		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券						
(株式))						
資産複合						
()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般 社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「牛若丸」ということがあります。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c.受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

- 1.日本の上場株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。
- 2.個別企業の分析を重視したボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行うことを原則とします。
- 3. 銘柄選択はポートフォリオ・マネジャーが自ら企業訪問を行い、成長性、経営陣の質、株価水準の主に3つの視点から長期的視野で行うことを原則とします。
- 4. TOPIX (東証株価指数)をベンチマーク*として、長期的にベンチマークを上回るリターンを追求します。
- *運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMシンガポールは、運用の権限の委託を受けて、主に日本株式の売買執行を行います。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます(以下同じ)。

<「牛若丸」への投資>

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのアクティブ運用により、"ニッポンの元気株"へ投資を行います。

本ファンドは東証1部上場銘柄を中心に、高い収益力や成長力が期待できるであろう企業を、ポートフォリオ・マネジャーの地道な企業訪問により発掘し、投資します。

長年にわたり日本株式市場を分析してきた経験から、日本株式市場には、高い収益力や成長力が期待でき、かつ、株価上昇の余地もあると思われる銘柄が存在すると考えており、「牛若丸」はこのような"ニッポンの元気株"へ積極的に投資を行います。

投資哲学

長期的に高成長が見込まれ、かつ株価が割安な企業に投資することにより、市場平均を上回る投資成果を得られると考えます。

運用スタイル - 個別銘柄の分析を重視したボトムアップ・アプローチ

企業調査は、ポートフォリオ・マネジャーが自ら投資対象企業に直接足を運び、企業の経営者、投資家向け広報 担当者等と面談し、その企業に対して投資をすべきかどうかを判断します。

訪問先は投資対象企業だけでなく、その競合他社、納入業者、顧客等にも及び、投資対象企業をさまざまな側面から分析します。

"ニッポンの元気株"は「成長性」「経営陣の質」「株価水準」で評価します。

① 成長性

会社の事業は市場平均を 上回る収益率を達成、維持 できるか?

評価のポイント

ビジネスの内容 (成長性があり、かつ安定 した収益力を有する等)

② 経営陣の質

経営陣は株主に対する リターンを最大化するよう に努めているか?

評価のポイント

戦略の妥当性、戦略への 実行力、株主還元に対する 高い意識と実行力等

③ 株価水準

会社の将来性はすでに株価 に織り込まれているか?

評価のポイント

妥当な株価水準 (収益力・成長力に対して 株価水準が割安かどうか)

「成長性」、「経営陣の質」、「株価水準」の主に3つの視点において、各評価ポイントを満たす企業は、 高い収益力や成長力、今後株価にも反映していくであろう将来性を有していると考えます。

バランスの良い、長期的視点に立った運用を行います。

複合的な視点から、銘柄の分析を行い運用していくことが重要だと考えます。

短期的な"グロース株"、"バリュー株"相場のような、ある特定の時期における市場テーマを追求するような 運用は行いません。

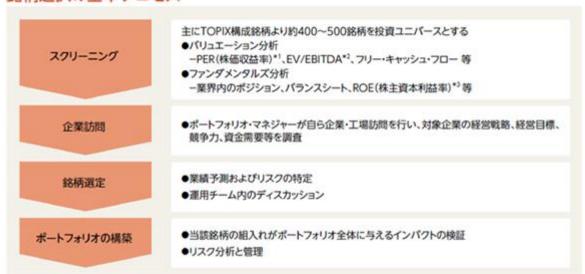


市場平均を安定して上回るリターンをめざすためには、「高い収益力・成長力」や「株価上昇余地」といった複合的な視点から、銘柄の分析を行い運用していくことが重要だと考えています。

したがって、短期的な"グロース株"、"バリュー株"相場のような、ある特定の時期における市場テーマを追求するような運用は行いません。特定の運用スタイル/特定の投資対象に偏って投資した場合、ある時期においては市場平均を大きく上回るリターンをあげる可能性がある一方、大きく下回るリターンに終わるリスクがあると考えるためです。

<「牛若丸」の運用>

銘柄選択の基本プロセス



- *1 PER(株価収益率) = 株価÷1株当たり純利益
 - 株価を1株当たり純利益で除したもので、株価が1株当たり純利益の何倍まで買われているかを示すものです。PERが高いほど利益に比べ株価が割高であることを示し、逆にPERが低いほど、株価が相対的に低いことを示しています。
- *2 株価の水準を測るひとつの指標で、一般に、この倍率が低ければ、株価は割安ということになります。EV(Enterprise Value)とは企業の買収価値のことで、株式時価総額(株価×発行済み株式数)+有利子負債-現預金の計算式で求められるものです。 EBITDA(Earning Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization)とは利息・税金・償却前利益のことです。
- *3 ROE(株主資本利益率)=税引後純利益÷自己資本

企業の自己資本 (株主資本)に対する当期利益 (税引後利益)の割合であり、投下した資本に対し、企業がどれだけの利潤を上げられるのかを示すものです。

上記は大型株式の基本プロセスです。本基本プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、本基本 プロセスは変更される場合があります。

質の高い情報収集のためのグローバル・ネットワーク

今や企業活動はグローバルに展開しており、日本の企業を分析するにも世界的規模での情報収集・交換体制が不可欠と考えます。ゴールドマン・サックスの下記の各拠点のポートフォリオ・マネジャーは、各地域の企業情報を収集しています。



2019年6月末現在

(2)【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1998年12月28日であり、同日より運用を開始しました。 マザーファンドの信託設定日は2001年11月30日であり、同日より運用を開始しました。

(3)【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドである本ファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行いま す。本ファンドの運営の仕組みは下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は日本株式の運用の指図(デリバティ ブ取引等にかかる運用の指図を含みます。)に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジ メント (シンガポール) ピーティーイー・リミテッドに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託すること があります。

b.投資顧問会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・ リミテッド)

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約 (以下「投資顧問契約」といいます。)に基づき、委託会社より日本株式の運用の指図(デリバティブ取 引等にかかる運用の指図を含みます。)に関する権限の委託を受けて、主に日本株式の売買執行を行いま

c.受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

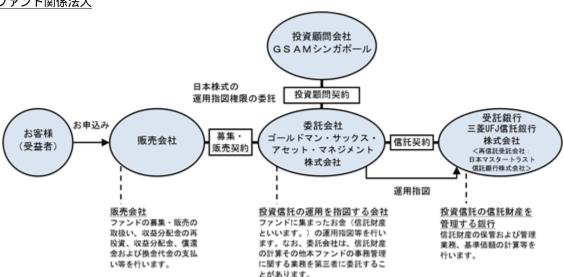
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基 準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することが できます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する 契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金 の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の 主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為 替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2019年6月末 現在、グループ全体で1兆4,493億米ドル(約156兆円*)の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.79円) により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a . 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

b.沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c . 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・	アメリカ合衆国ニューヨーク州		
マネジメント・インターナショナル・	ニューヨーク市ウェスト・ストリート	6,400	100
ホールディングス・エルエルシー	200番地		

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

本ファンドはマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます。

c. マザーファンドの運用方針

マザーファンドは日本の上場株式を主要投資対象とします。

個別企業の分析を重視したボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行うことを原則とします。

銘柄選択はポートフォリオ・マネジャーが自ら企業訪問を行い、成長性、経営陣の質、株価水準の主に3つの視点から長期的視野で行うことを原則とします。

株式への投資は通常100%に近い状態を維持し、資産価格下落の可能性が高いと判断した場合は限定された 範囲内でキャッシュの比率を上げるよう努めます。

業種別構成については過度の集中がないように配慮します。

(注)市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・	シンガポール	本ファンドおよびマザー	別に定める取決めに基づく
アセット・マネジメント		ファンドの日本株式の運	金額が委託会社から原則と
(シンガポール)ピー		用(デリバティブ取引等	して毎月支払われるものと
ティーイー・リミテッド		にかかる運用を含みま	し、信託財産からの直接的
(G S A Mシンガポール)		す。)	な支払いは行いません。

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類 (信託約款第18条の2)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。)
 - 八. 金銭債権
 - 二. 約束手形 (金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- (b) 投資対象有価証券(信託約款第19条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株 予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みま す。以下同じ。)
- 9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、 クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
- 10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付 債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益 証券」といいます。)
- 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。)
- 14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第19条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が 運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用する ことの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

- 1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- 4. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引(なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
- 5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
- 6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
- 7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき一定の範囲内で貸付の指図をすること。
- 8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンド の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動 リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において、「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3)【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、委託会社の日本株運用チームが主に担当します。GSAMシンガポールは、運用の 権限の委託を受けて、主に日本株式の売買執行を行います。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

日本株運用チーム

企業訪問、工場見学等を通じて、会社 の事業内容、経営陣について調査を行 う「ボトムアップ・アプローチ」に基 づき、チーム・アプローチにより運用 を行います。



監視・報告

マーケット・リスク管理専任部門

マーケット・リスク管理専任部門では、運 用チームと独立した立場で、運用チームに より構築されたポジションのリスク水準を モニタリングし、各運用チーム、委託会社 のリスク検討委員会に報告します。

- (注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めること をめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低 減を目的とするものではありません。
- (注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

チーム・アプローチを採る日本株運用チーム

ゴールドマン・サックスはチームによる運用を行っています。チーム・アプローチによって、長期的に一貫 性のある運用を行います。それぞれのポートフォリオ・マネジャーの専門分野の知識と経験を集約し、銘柄 選定に生かすことで一貫した投資判断をめざします。

特定のポートフォリオ・マネジャーの判断・異動等に左右されることのない安定した運用体制で臨み、投資 家の皆様の大切な資産を長期にわたってお預かりいたします。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有 価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の 徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執 行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわ せて従うこととなります。)。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を 含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運 営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。) に対して、必要な報告聴取、調 査、検討、決定等を月次で行います。

(4)【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末(毎年12月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方 針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともありま す。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の 分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内としま す。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の 場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。 本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

収益分配金は、税金を差し引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資され ます。なお、確定拠出年金にかかる運用の場合には、適用される税制にしたがい再投資が行われます。 収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができま す。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファン ドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

- (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - 1.株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - 2 . 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以下とします。
 - 3.同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 4.外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
 - 5.株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
 - 6. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - 7. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - 8.一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券等につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券等のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

- (b) 信託約款上のその他の投資制限
 - 1.投資する株式等の範囲(信託約款第21条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株 式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株 引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2.他のファンドへの投資(信託約款第19条第4項)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3.信用取引の指図範囲(信託約款第23条)

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第24条)

信託財産に属さない公社債を売付けることの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

5.公社債の借入れ(信託約款第25条)

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

6.スワップ取引の運用指図(信託約款第27条)

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第28条)

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの 信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて はこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め たときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第29条)

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の 時価の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第31条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の指図および範囲(信託約款第32条)

外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、当該信託財産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 外貨建資産への投資制限 (信託約款第30条)

委託会社は、本ファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、本ファンドの信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価 総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をい います。

12. 資金の借入れ(信託約款第40条)

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- ()一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金 の額の範囲内。
- ()一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ()借入れ指図を行う日における本ファンドの信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資にかかる借入期間は本ファンドの信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動 します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損 失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属しま す。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1.株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2.株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3.取引先に関するリスク

有価証券の貸付、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドはTOPIX(東証株価指数)を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(c) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より 大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。ま た、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われ ます。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

(f) 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドは、委託会社が設定している証券投資信託「GS・日本株ファンド(愛称 牛若丸)」とは、運用方針は同じですが、別個のファンドであり、ファンドの規模、設定のタイミング等が違いますので、組入銘柄等はある程度似ているものの同一ではありません。したがって、運用実績にある程度の違いがあり得ます。

(g) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(h) 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i)2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii)2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii)2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

- 1.受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」といいます。)に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
- 2.FATCAを遵守していない受益者の情報(まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
- 3.特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから 報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座 情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(i) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(j) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合において その金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

- (注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざす ことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするも のではありません。
- (注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

期間:2014年7月~2019年6月 (PT) 21,000 100% ファンドの年間騰落率(右軸) 分配金再投資基準循額(左軸) 80% 18.000 60% 15,000 40% 12,000 20% 9.000 0% 6,000 3,000 -20% 40% 2014/7 2015/7 2016/7 2017/7 2018/7 (年/月)

年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率 を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは 限りません。

上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

各資産クラスの指数

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・

ダイバーシファイド(円ベース)

海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 3.24%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税率が10%になった場合は、上限3.3%(税抜3%)となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
- (c) 上記の規定にかかわらず、販売会社は、事前に委託会社に対して書面で通知し委託会社がこれを書面により承諾したときは、確定拠出年金法に基づく運用として受益権の取得申込みが行われる場合につき、(a)に規定する手数料率以外の料率(ただし、(a)に規定する料率の範囲内とします。)を定めることができるものとします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.728%(税抜1.6%)を乗じて得た額とし、支払先の配分および役務の内容は以下のとおりです。販売会社間における配分については販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて決められます。

消費税率が10%になった場合は、年率1.76%(税抜1.6%)となります。なお、下記の配分についても相応分上がります。

支払先	支払先 役務の内容			
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算	年率0.864%		
安武云仙	出、目論見書・運用報告書等の作成等	(税抜0.8%)		
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、	年率0.756%		
以元云位 	分配金・換金代金・償還金の支払い業務等	(税抜0.7%)		
巫≐€44年	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行	年率0.108%		
受託銀行	等	(税抜0.1%)		

なお、委託会社の報酬には投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

上記(a) から(d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e) 記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信

託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が 改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等 にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合*1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{* 2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{* 2}

- * 1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。
- * 2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金(特別分配金)は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が軽減される 場合があります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等 が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度 (NISA)の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当 該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記のく収益分配金の課税について>をご覧ください。)

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金 (特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20% (所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、 確定申告により、総合課税(配当控除の適用あり)または申告分離課税のいずれかを選択することもでき ます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで: 20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。 収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限り ます。)、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等な らびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が 可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され 法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年6月28日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,356,097,046	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	209,291	0.00
合計(純資産総額)	-	4,355,887,755	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<日本株マザーファンド>

(2019年6月28日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,329,282,890	97.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	93,637,980	2.12
合計(純資産総額)	-	4,422,920,870	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年6月28日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)	
1	日本	親投資信託受益 証券	日本株マザーファンド	1,982,477,152	2.0473	4,058,772,096	2.1973	4,356,097,046	100.00	

種類別及び業種別投資比率(2019年6月28日現在)

種類	投資比率(%)		
親投資信託受益証券	100.00		
合計	100.00		

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<日本株マザーファンド>

(2019年6月28日現在)

				1			-		(2019年0月20日	1-7012-7
順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソニー	電気機器	30,300	5,384.89	163,162,167	5,648.00	171,134,400	3.87
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	25,400	6,457.24	164,013,896	6,688.00	169,875,200	3.84
3	日本	株式	日本電産	電気機器	9,700	12,591.57	122,138,229	14,725.00	142,832,500	3.23
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,100	57,346.15	120,426,916	66,130.00	138,873,000	3.14
5	日本	株式	信越化学工業	化学	13,200	8,686.99	114,668,268	10,035.00	132,462,000	2.99
6	日本	株式	НОҮА	精密機器	15,400	6,789.00	104,550,600	8,254.00	127,111,600	2.87
7	日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	23,200	5,289.95	122,726,840	5,399.00	125,256,800	2.83
8	日本	株式	リクルートホー ルディングス	サービス業	33,200	2,759.50	91,615,400	3,594.00	119,320,800	2.70
9	日本	株式	三井住友フィナ ンシャルグルー プ	銀行業	29,100	3,704.42	107,798,622	3,806.00	110,754,600	2.50
10	日本	株式	オリックス	その他金融業	67,500	1,602.50	108,168,750	1,608.00	108,540,000	2.45
11	日本	株式	ダイキン工業	機械	7,700	12,125.16	93,363,732	14,065.00	108,300,500	2.45
12	日本	株式	アサヒグループ ホールディング ス	食料品	22,000	4,309.00	94,798,000	4,845.00	106,590,000	2.41
13	日本	株式	テルモ	精密機器	33,000	3,107.84	102,558,720	3,210.00	105,930,000	2.40
14	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	31,100	3,466.43	107,805,973	3,244.00	100,888,400	2.28
15	日本	株式	ソフトバンクグ ループ	情報・通信業	17,000	3,640.00	61,880,000	5,165.00	87,805,000	1.99
16	日本	株式	三菱商事	卸売業	30,800	3,022.00	93,077,600	2,840.00	87,472,000	1.98
17	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	19,000	4,233.59	80,438,210	4,335.00	82,365,000	1.86
18	日本	株式	住友不動産	不動産業	21,100	4,066.00	85,792,600	3,848.00	81,192,800	1.84
19	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	19,200	3,658.27	70,238,784	4,195.00	80,544,000	1.82
20	日本	株式	バンダイナムコ ホールディング ス	その他製品	15,400	5,179.66	79,766,844	5,230.00	80,542,000	1.82
21	日本	株式	ニトリホール ディングス	小売業	5,600	13,335.29	74,677,624	14,280.00	79,968,000	1.81
22	日本	株式	村田製作所	電気機器	14,100	5,148.26	72,590,466	4,840.00	68,244,000	1.54
23	日本	株式	丸井グループ	小売業	30,900	2,225.55	68,769,495	2,194.00	67,794,600	1.53
24	日本	株式	日油	化学	16,800	3,785.00	63,588,000	4,015.00	67,452,000	1.53
25	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	20,800	3,483.37	72,454,202	3,219.00	66,955,200	1.51
26	日本	株式	ANAホール ディングス	空運業	18,500	3,935.41	72,805,085	3,568.00	66,008,000	1.49
27	日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	37,900	1,507.71	57,142,209	1,727.00	65,453,300	1.48
28	日本	株式	SMC	機械	1,600	33,300.00	53,280,000	40,170.00	64,272,000	1.45
29	日本	株式	大塚ホールディ ングス	医薬品	17,800	4,415.85	78,602,130	3,516.00	62,584,800	1.42
30	日本	株式	第一生命ホール ディングス	保険業	36,600	1,695.17	62,043,323	1,625.00	59,475,000	1.34

種類別及び業種別投資比率

(2019年6月28日現在)

国内 / 外国	業種	投資比率(%)
国内	鉱業	0.67
	食料品	2.89
	パルプ・紙	0.61
	化学	11.25
	医薬品	3.66
	鉄鋼	1.11
	非鉄金属	1.51
	機械	7.42
	電気機器	16.36
	輸送用機器	5.81
	精密機器	6.05
	その他製品	2.80
	電気・ガス業	0.54
	陸運業	1.33
	空運業	1.49
	情報・通信業	7.88
	卸売業	4.28
	小売業	4.76
	銀行業	2.50
	保険業	4.18
	その他金融業	3.65
	不動産業	4.44
	サービス業	2.70
合計		97.88

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

EDINET提出書類

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【投資不動産物件】

(2019年6月28日現在) 該当事項はありません。

参考情報

<日本株マザーファンド>

(2019年6月28日現在) 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 (2019年6月28日現在) 該当事項はありません。

該当事項はありません。

参考情報

<日本株マザーファンド> (2019年6月28日現在)

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2019年6月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第11計算期間末(2009年12月28日)	10,448	10,448	0.7602	0.7602
第12計算期間末(2010年12月27日)	9,931	9,931	0.7737	0.7737
第13計算期間末(2011年12月27日)	6,961	6,961	0.5994	0.5994
第14計算期間末(2012年12月27日)	7,300	7,300	0.7474	0.7474
第15計算期間末(2013年12月27日)	9,019	9,019	1.1745	1.1745
第16計算期間末(2014年12月29日)	7,749	7,749	1.3017	1.3017
第17計算期間末(2015年12月28日)	6,574	6,574	1.4165	1.4165
第18計算期間末(2016年12月27日)	5,902	5,902	1.3808	1.3808
第19計算期間末(2017年12月27日)	5,692	5,692	1.6999	1.6999
第20計算期間末(2018年12月27日)	4,225	4,225	1.4251	1.4251
2018年 6 月末日	5,086	-	1.6220	-
7月末日	5,089	-	1.6386	-
8月末日	5,002	-	1.6374	-
9月末日	5,223	1	1.7249	-
10月末日	4,616	-	1.5385	-
11月末日	4,683	-	1.5698	-
12月末日	4,199	-	1.4163	-
2019年 1 月末日	4,332	-	1.4623	-
2月末日	4,425	-	1.5049	-
3月末日	4,391	-	1.5158	-
4月末日	4,511	-	1.5669	-
5月末日	4,230	•	1.4701	-
6月末日	4,355	-	1.5162	-

⁽注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第11計算期間	2008年12月30日~2009年12月28日	0.0000
第12計算期間	2009年12月29日~2010年12月27日	0.0000
第13計算期間	2010年12月28日~2011年12月27日	0.0000
第14計算期間	2011年12月28日~2012年12月27日	0.0000
第15計算期間	2012年12月28日~2013年12月27日	0.0000
第16計算期間	2013年12月28日~2014年12月29日	0.0000
第17計算期間	2014年12月30日~2015年12月28日	0.0000
第18計算期間	2015年12月29日~2016年12月27日	0.0000
第19計算期間	2016年12月28日~2017年12月27日	0.0000
第20計算期間	2017年12月28日~2018年12月27日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第11計算期間	2008年12月30日~2009年12月28日	11.2
第12計算期間	2009年12月29日~2010年12月27日	1.8
第13計算期間	2010年12月28日~2011年12月27日	22.5
第14計算期間	2011年12月28日~2012年12月27日	24.7
第15計算期間	2012年12月28日~2013年12月27日	57.1
第16計算期間	2013年12月28日~2014年12月29日	10.8
第17計算期間	2014年12月30日~2015年12月28日	8.8
第18計算期間	2015年12月29日~2016年12月27日	2.5
第19計算期間	2016年12月28日~2017年12月27日	23.1
第20計算期間	2017年12月28日~2018年12月27日	16.2
第21中間計算期間	2018年12月28日~2019年6月27日	6.3

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第11計算期間	2008年12月30日~2009年12月28日	432,849,967	974,811,330	13,743,657,263
第12計算期間	2009年12月29日~2010年12月27日	327,265,397	1,235,501,184	12,835,421,476
第13計算期間	2010年12月28日~2011年12月27日	302,120,877	1,523,505,471	11,614,036,882
第14計算期間	2011年12月28日~2012年12月27日	282,917,991	2,130,007,142	9,766,947,731
第15計算期間	2012年12月28日~2013年12月27日	286,444,689	2,373,509,010	7,679,883,410
第16計算期間	2013年12月28日~2014年12月29日	184,886,589	1,911,647,479	5,953,122,520
第17計算期間	2014年12月30日~2015年12月28日	157,123,610	1,468,627,473	4,641,618,657
第18計算期間	2015年12月29日~2016年12月27日	154,071,335	520,742,006	4,274,947,986
第19計算期間	2016年12月28日~2017年12月27日	117,981,445	1,043,970,783	3,348,958,648
第20計算期間	2017年12月28日~2018年12月27日	129,126,975	512,729,540	2,965,356,083
第21中間計算期間	2018年12月28日~2019年6月27日	57,783,919	149,451,197	2,873,688,805

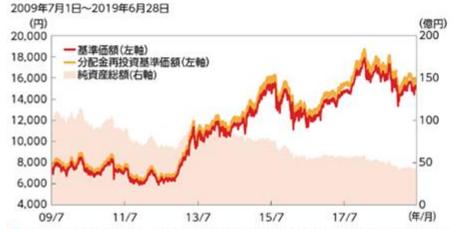
(参考)運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2019年6月28日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額·純資產総額

基準価額	15,162円
純資產総額	43.6億円

期間別騰落率

(フ) 80 30 197又 347	
期間	ファンド
1ヵ月	3.14%
3ヵ月	0.03%
6ヵ月	7.05%
1年	-6.52%
3年	28.92%
5年	31.00%
設定来	58.69%

分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	14/12/29	15/12/28	16/12/27	17/12/27	18/12/27	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	590円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

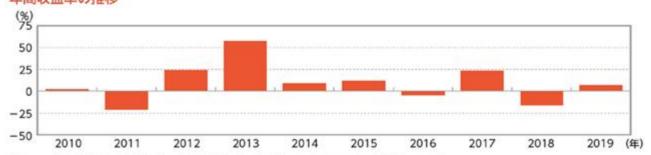
	銘柄名	市場	業種	比率
1	ソニー	東証1部	電気機器	3.9%
2	トヨタ自動車	東紅1部	輸送用機器	3.8%
3	日本電産	東証1部	電気機器	3.2%
4	キーエンス	東証1部	電気機器	3.1%
5	信越化学工業	東証1部	化学	3.0%
6	HOYA	東証1部	精密機器	2.9%
7	東京海上ホールディングス	東証1部	保険業	2.8%
8	リクルートホールディングス	東証1部	サービス業	2.7%
9	三井住友フィナンシャルグループ	東証1部	銀行業	2.5%
10	オリックス	東証1部	その他金融業	2.5%

ポートフォリオ構成*

比率
97.9%
97.5%
0.0%
0.0%
0.4%
0.0%
97.9%
2.1%

*マザーファンドにおける組入比率です。 株式および先物への投資はマザーファ ンドを通じて行っております。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

●2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お 買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時^{*}までに、お買付の お申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分としま す。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。
 - * 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出ることができます。また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。
- (3) お買付価額は、取得申込日の基準価額です。また、お申込みには原則として申込手数料および当該申込手数料 に係る消費税等相当額がかかります。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算 期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:牛若自動)。

- (4) お買付単位は、1円以上1円単位とします。ただし、販売会社によっては買付単位が異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合 は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。
- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金のお支払日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

- (1) ご換金(解約)のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時^{*}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。
 - * 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) 受益者は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額となります。手取額は、基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第二部 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間 : 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:牛 若自動)。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり1億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価格で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産 総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財 産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信 託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨 建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:牛 若自動)。

委託会社は、年1回(12月)の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は1998年12月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は毎年12月28日から翌年12月27日までとすることを原則とします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

- a. 信託の終了
 - (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を 交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰 上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには(新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。)、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行が、その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。 委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、 これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書 面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備 されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および 委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業 務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を 失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

- (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続
 - 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2管理及び運営 2換金(解約)手続等」をご覧ください。
 - 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。
- (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金(解約)手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
 - なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間(平成29年12月28日から平成30年12月27日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【GS・日本株ファンド(自動けいぞく)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 (平成29年12月27日現在)	第20期 (平成30年12月27日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,742,662,529	4,268,477,768
未収入金	11,587,701	1,597,782
流動資産合計	5,754,250,230	4,270,075,550
資産合計	5,754,250,230	4,270,075,550
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,587,701	1,597,782
未払受託者報酬	3,064,934	2,615,017
未払委託者報酬	45,973,856	39,225,243
その他未払費用	642,229	658,662
流動負債合計	61,268,720	44,096,704
負債合計	61,268,720	44,096,704
純資産の部		
元本等		
元本	3,348,958,648	2,965,356,083
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,344,022,862	1,260,622,763
(分配準備積立金)	1,949,993,465	1,657,083,086
元本等合計	5,692,981,510	4,225,978,846
純資産合計	5,692,981,510	4,225,978,846
負債純資産合計	5,754,250,230	4,270,075,550

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	自 至	第19期 平成28年12月28日 平成29年12月27日	自至	第20期 平成29年12月28日 平成30年12月27日
有価証券売買等損益		1,285,745,215		741,550,435
営業収益合計		1,285,745,215		741,550,435
三 営業費用				
受託者報酬		6,158,193		5,522,328
委託者報酬		92,372,715		82,834,823
その他費用		1,216,097		1,215,909
営業費用合計		99,747,005		89,573,060
営業利益又は営業損失()		1,185,998,210		831,123,495
経常利益又は経常損失()		1,185,998,210		831,123,495
当期純利益又は当期純損失()		1,185,998,210		831,123,495
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		128,086,043		24,726,712
期首剰余金又は期首欠損金()		1,627,715,256		2,344,022,862
剰余金増加額又は欠損金減少額		56,777,303		81,541,417
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		56,777,303		81,541,417
剰余金減少額又は欠損金増加額		398,381,864		358,544,733
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		398,381,864		358,544,733
分配金		-		
期末剰余金又は期末欠損金()		2,344,022,862		1,260,622,763

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自 平成28年12月28日 至 平成29年12月27日	第20期 自 平成29年12月28日 至 平成30年12月27日
有価証券の評価基準及び評価方	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
法	移動平均法に基づき、親投資信託受益	同左
	証券の基準価額で評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第19期 (平成29年12月27日現在)	第20期 (平成30年12月27日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	4,274,947,986円	3,348,958,648円
期中追加設定元本額	117,981,445円	129,126,975円
期中一部解約元本額	1,043,970,783円	512,729,540円
2 . 受益権の総数	3,348,958,648□	2,965,356,083□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第19期 自 平成28年12月28日 至 平成29年12月27日	第20期 自 平成29年12月28日 至 平成30年12月27日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	77,632,559円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	873,860,153円	- 円
収益調整金額	967,357,198円	926,360,698円
分配準備積立金額	998,500,753円	1,657,083,086円
本ファンドの分配対象収益額	2,917,350,663円	2,583,443,784円
本ファンドの期末残存口数	3,348,958,648□	2,965,356,083□
10,000口当たり収益分配対象額	8,711円	8,712円
10,000口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

⁽注)上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第19期 自 平成28年12月28日 至 平成29年12月27日	第20期 自 平成29年12月28日 至 平成30年12月27日
1 . 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託とし	同左
	て、有価証券等への投資を信託約款	
	に定める「運用の基本方針」に基づ	
	き行っております。	
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資	同左
	産は親投資信託受益証券であり、売	
	買目的で保有しております。	
	投資対象とする金融商品の主なり	
	スクは価格が変動する事によって発	
	生する市場リスク、金融商品の発行	
	者や取引先等の経営・財務状況が悪	
	化した場合に発生する信用リスク、	
	及び金融商品の取引量が著しく乏し	
	い場合に発生する流動性リスクがあ	
	ります。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオ	同左
	ペレーション部門では、運用チーム	
	から独立した立場で、法令や信託約	
	款等に実際の売買取引が則っている	
	か、また日々のポジションのモニタ	
	リングを行っております。	
	マーケット・リスク管理専任部門	
	では、運用チームとは独立した立場	
	で、運用チームにより構築されたポ	
	ジションのリスク水準をモニタリン	
	グし、各運用チーム、リスク検討委	
	員会に報告します。	
	リスク検討委員会は、法務部・コ	
	ンプライアンス部を含む各部署の代	
	表から構成されており、マーケッ	
	ト・リスク管理専任部門からの報告	
	事項に対して、必要な報告聴取、調	
	査、検討、決定等を月次で行いま	
	す。	

金融商品の時価等に関する事項

区分	第19期 自 平成28年12月28日 至 平成29年12月27日	第20期 自 平成29年12月28日 至 平成30年12月27日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	め記載を省略しております。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券以外の金融商品	(1) 有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品につい	同左
	ては、短期間で決済され、時価は	
	帳簿価額と近似しているため、当	
	該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に	同左
いての補足説明	基づく価額のほか、市場価格がない	
	場合には合理的に算定された価額が	
	含まれております。当該価額の算定	
	においては一定の前提条件等を採用	
	しているため、異なる前提条件等に	
	よった場合、当該価額が異なること	
	もあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第19期 (平成29年12月27日現在)	第20期 (平成30年12月27日現在)	
个里光 只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 当計算期間の損益に含まれた評価 (円) (円)		
親投資信託受益証券	1,156,892,528	691,393,243	
合計	1,156,892,528	691,393,243	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第19期 (平成29年12月27日現在)	第20期 (平成30年12月27日現在)	
1口当たり純資産額	1.6999円	1.4251円	

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円 親投資信託受益証券 日本株マザーファンド		2,084,726,627	4,268,477,768	-	
合計			2,084,726,627	4,268,477,768	-

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記	(平成29年12月27日現在)	(平成30年12月27日現在)
<u>△</u> 刀	番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		117,443,695	122,879,591
株式		5,711,500,350	4,264,578,930
未収入金		78,059,200	50,172,873
未収配当金		8,134,000	3,631,600
流動資産合計		5,915,137,245	4,441,262,994
資産合計		5,915,137,245	4,441,262,994
負債の部			
流動負債			
未払金		18,127,807	47,192,074
未払解約金		11,587,701	11,697,780
未払利息		254	338
流動負債合計		29,715,762	58,890,192
負債合計		29,715,762	58,890,192
純資産の部			
元本等			
元本		2,455,174,802	2,140,389,371
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		3,430,246,681	2,241,983,431
元本等合計		5,885,421,483	4,382,372,802
純資産合計		5,885,421,483	4,382,372,802
負債純資産合計		5,915,137,245	4,441,262,994

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成28年12月28日 至 平成29年12月27日	自 平成29年12月28日 至 平成30年12月27日
有価証券の評価基準及び評価	株式	株式
方法	移動平均法に基づき、法令及び一般社	同左
	団法人投資信託協会規則に従い、時価評	
	価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成29年12月27日現在)	(平成30年12月27日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	3,379,876,517円	2,455,174,802円
期中追加設定元本額	589,394,122円	480,161,607円
期中一部解約元本額	1,514,095,837円	794,947,038円
期末元本額	2,455,174,802円	2,140,389,371円
元本の内訳		
GS・日本株ファンド(自動けいぞく)	2,395,670,823円	2,084,726,627円
VA牛若丸・日本株ファンド	59,503,979円	55,662,744円
2 . 受益権の総数	2,455,174,802□	2,140,389,371□

ールトマン・サックス・アゼット・マネンメント株式会社(E1245/) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成28年12月28日 至 平成29年12月27日	自 平成29年12月28日 至 平成30年12月27日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託とし	同左
	て、有価証券等への投資を信託約款	
	に定める「運用の基本方針」に基づ	
	き行っております。	
2.金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資	同左
	産は株式であり、売買目的で保有し	
	ております。	
	投資対象とする金融商品の主なリ	
	スクは価格が変動する事によって発	
	生する市場リスク、金融商品の発行	
	者や取引先等の経営・財務状況が悪	
	化した場合に発生する信用リスク、	
	及び金融商品の取引量が著しく乏し	
	い場合に発生する流動性リスクがあ	
	ります。	
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオ	同左
	ペレーション部門では、運用チーム	
	から独立した立場で、法令や信託約	
	款等に実際の売買取引が則っている	
	か、また日々のポジションのモニタ	
	リングを行っております。	
	マーケット・リスク管理専任部門	
	では、運用チームとは独立した立場	
	で、運用チームにより構築されたポ	
	ジションのリスク水準をモニタリン	
	グし、各運用チーム、リスク検討委	
	員会に報告します。	
	リスク検討委員会は、法務部・コ	
	ンプライアンス部を含む各部署の代	
	表から構成されており、マーケッ	
	ト・リスク管理専任部門からの報告	
	事項に対して、必要な報告聴取、調	
	査、検討、決定等を月次で行いま	
	す。	

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 平成28年12月28日 至 平成29年12月27日	自 平成29年12月28日 至 平成30年12月27日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2 . 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品につい ては、短期間で決済され、時価は 帳簿価額と近似しているため、当 該帳簿価額を時価としておりま	(1)有価証券以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	す。 (2)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項 に関する注記)」の「有価証券の 評価基準及び評価方法」に記載し ております。 金融商品の時価には、市場価格に 基づく価額のほか、市場価格がない 場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定 においては一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等に	(2)有価証券 同左 同左
	よった場合、当該価額が異なること もあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(平成29年12月27日現在)	(平成30年12月27日現在)	
種類 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)		当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
株式	902,193,090	524,992,742	
合計	902,193,090	524,992,742	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						
区分	自 平成28年12月28日 至 平成29年12月27日		自 平成29年12月28日 至 平成30年12月27日			
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)	取引の 内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高	取引の 内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高
	有価証券 等売買手 数料	株式 917,987円	-	有価証券 等売買手 数料	株式 588,034円	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

(1口当たり情報)

区分	(平成29年12月27日現在)	(平成30年12月27日現在)
1口当たり純資産額	2.3971円	2.0475円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(3)附属明細表 有価証券明細表

(ア) 株式

) T / I'r	44.1-	14 15 197	 評	 価額	,,,,,,
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
日本円	国際石油開発帝石	37,700	980.40	36,961,080	
	日揮	16,400	1,546.00	25,354,400	
	日清製粉グループ本社	22,900	2,285.00	52,326,500	
	アサヒグループホールディングス	22,900	4,309.00	98,676,100	
	ニチレイ	16,700	3,045.00	50,851,500	
	レンゴー	80,100	859.00	68,805,900	
	クレハ	4,500	6,030.00	27,135,000	
	信越化学工業	10,500	8,498.00	89,229,000	
	住友ベークライト	4,100	3,795.00	15,559,500	
	アイカ工業	5,500	3,695.00	20,322,500	
	日油	17,400	3,785.00	65,859,000	
	資生堂	17,100	6,880.00	117,648,000	
	日本新薬	6,100	7,090.00	43,249,000	
	中外製薬	6,400	6,550.00	41,920,000	
	エーザイ	9,900	8,731.00	86,436,900	
	栄研化学	16,500	2,400.00	39,600,000	
	大塚ホールディングス	14,100	4,637.00	65,381,700	
	三浦工業	15,400	2,568.00	39,547,200	
	SMC	3,600	33,300.00	119,880,000	
	ダイキン工業	9,100	11,895.00	108,244,500	
	アマノ	16,200	2,084.00	33,760,800	
	日本電産	9,100	12,675.00	115,342,500	
	ソニー	29,700	5,384.00	159,904,800	
	TDK	3,700	7,560.00	27,972,000	
	アズビル	8,300	2,176.00	18,060,800	
	キーエンス	2,000	56,450.00	112,900,000	
	浜松ホトニクス	16,600	3,650.00	60,590,000	
	村田製作所	5,900	15,030.00	88,677,000	
	小糸製作所	6,900	5,760.00	39,744,000	
	いすゞ自動車	39,500	1,536.50	60,691,750	

) T (1)	NT (F		評	 ·価額	
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
	トヨタ自動車	19,900	6,415.00	127,658,500	
	スズキ	24,900	5,562.00	138,493,800	
	テルモ	14,000	6,201.00	86,814,000	
	トプコン	29,200	1,453.00	42,427,600	
	НОҮА	21,000	6,789.00	142,569,000	
	ピジョン	2,400	4,645.00	11,148,000	
	任天堂	600	29,310.00	17,586,000	
	コクヨ	20,200	1,615.00	32,623,000	
	電源開発	10,100	2,621.00	26,472,100	
	サカイ引越センター	3,700	5,920.00	21,904,000	
	山九	12,800	4,955.00	63,424,000	
	日立物流	8,200	3,025.00	24,805,000	
	SGホールディングス	19,200	2,789.00	53,548,800	
	ANAホールディングス	12,400	3,935.00	48,794,000	
	オービック	5,300	8,670.00	45,951,000	
	トレンドマイクロ	6,200	5,870.00	36,394,000	
	ネットワンシステムズ	13,400	1,941.00	26,009,400	
	KDDI	14,700	2,610.00	38,367,000	
	東宝	16,100	3,960.00	63,756,000	
	ソフトバンクグループ	11,900	7,280.00	86,632,000	
	神戸物産	9,900	3,330.00	32,967,000	
	日立ハイテクノロジーズ	11,300	3,425.00	38,702,500	
	三菱商事	46,500	3,022.00	140,523,000	
	岩谷産業	9,000	3,640.00	32,760,000	
	ミスミグループ本社	6,500	2,345.00	15,242,500	
	良品計画	1,400	26,970.00	37,758,000	
	ドンキホーテホールディングス	8,100	7,030.00	56,943,000	
	ニトリホールディングス	2,500	14,240.00	35,600,000	
	ファーストリテイリング	900	56,620.00	50,958,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	78,500	538.00	42,233,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	37,300	3,676.00	137,114,800	
	第一生命ホールディングス	15,100	1,723.00	26,017,300	

活化	通貨	1 生→2 米4	評価額		
世 日 日	<u></u> ወሰ ብላ	株式数	単価	金額	備考
	東京海上ホールディングス	19,900	5,236.00	104,196,400	
	全国保証	7,500	3,450.00	25,875,000	
	オリックス	69,900	1,602.50	112,014,750	
	三菱地所	7,700	1,747.50	13,455,750	
	住友不動産	29,200	4,066.00	118,727,200	
	カチタス	12,100	2,683.00	32,464,300	
	UTグループ	7,700	1,942.00	14,953,400	
	エン・ジャパン	9,900	3,605.00	35,689,500	
	リクルートホールディングス	34,200	2,759.50	94,374,900	
合計				4,264,578,930	

(イ)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
 - なお、中間財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間計算期間(2018年12月28日から 2019年6月27日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【GS・日本株ファンド(自動けいぞく)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第20期 (2018年12月27日現在)	第21期中間計算期間 (2019年 6 月27日現在)
流動資産		
親投資信託受益証券	4,268,477,768	4,390,681,994
未収入金	1,597,782	2,411,733
流動資産合計	4,270,075,550	4,393,093,727
資産合計	4,270,075,550	4,393,093,727
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,597,782	2,411,733
未払受託者報酬	2,615,017	2,347,980
未払委託者報酬	39,225,243	35,219,637
その他未払費用	658,662	591,651
流動負債合計	44,096,704	40,571,001
負債合計	44,096,704	40,571,001
純資産の部	·	
元本等		
元本	2,965,356,083	2,873,688,805
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,260,622,763	1,478,833,921
(分配準備積立金)	1,657,083,086	1,574,339,552
元本等合計	4,225,978,846	4,352,522,726
純資産合計	4,225,978,846	4,352,522,726
負債純資産合計	4,270,075,550	4,393,093,727

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第20期中間計算期間 自 2017年12月28日 至 2018年6月27日	第21期中間計算期間 自 2018年12月28日 至 2019年 6 月27日
有価証券売買等損益	179,169,834	303,237,945
一直 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面	179,169,834	303,237,945
三世 三世 三二世		
受託者報酬	2,907,311	2,347,980
委託者報酬	43,609,580	35,219,637
その他費用	557,247	591,651
営業費用合計	47,074,138	38,159,268
営業利益又は営業損失()	226,243,972	265,078,677
- 経常利益又は経常損失()	226,243,972	265,078,677
- 中間純利益又は中間純損失 ()	226,243,972	265,078,677
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	4,646,140	11,540,083
期首剰余金又は期首欠損金()	2,344,022,862	1,260,622,763
剰余金増加額又は欠損金減少額	44,400,139	28,265,786
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	44,400,139	28,265,786
剰余金減少額又は欠損金増加額	192,442,899	63,593,222
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	192,442,899	63,593,222
分配金	<u>-</u>	<u> </u>
中間剰余金又は中間欠損金()	1,974,382,270	1,478,833,921

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第20期 自 2017年12月28日 至 2018年12月27日	第21期中間計算期間 自 2018年12月28日 至 2019年6月27日
有価証券の評価基準及び評価	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
 方法	移動平均法に基づき、親投資信託受益	同左
	証券の基準価額で評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第20期 (2018年12月27日現在)	第21期中間計算期間 (2019年 6 月27日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	3,348,958,648円	2,965,356,083円
期中追加設定元本額	129,126,975円	57,783,919円
期中一部解約元本額	512,729,540円	149,451,197円
2 . 受益権の総数	2,965,356,083□	2,873,688,805□

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記) 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

- 本職的品の時間寺に関する事項	•	
区分	第20期 自 2017年12月28日 至 2018年12月27日	第21期中間計算期間 自 2018年12月28日 至 2019年 6 月27日
1 . 中間貸借対照表計上額、時価及びこ	金融商品は時価で計上しているた	同左
れらの差額	め記載を省略しております。	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券以外の金融商品	(1) 有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品につい	同左
	ては、短期間で決済され、時価は	
	帳簿価額と近似しているため、当	
	該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に	同左
いての補足説明	基づく価額のほか、市場価格がない	
	場合には合理的に算定された価額が	
	含まれております。当該価額の算定	
	においては一定の前提条件等を採用	
	しているため、異なる前提条件等に	
	よった場合、当該価額が異なること	
	もあります。	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第20期 (2018年12月27日現在)	第21期中間計算期間 (2019年 6 月27日現在)
1 口当たり純資産額	1.4251円	1.5146円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

E /	注記	(2018年12月27日現在)	(2019年6月27日現在)
区分	番号	金額 (円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		122,879,591	134,381,750
株式		4,264,578,930	4,325,278,980
未収入金		50,172,873	30,195,600
未収配当金		3,631,600	16,701,500
流動資産合計		4,441,262,994	4,506,557,830
資産合計		4,441,262,994	4,506,557,830
負債の部			
流動負債			
未払金		47,192,074	30,438,740
未払解約金		11,697,780	11,111,733
未払利息		338	370
流動負債合計		58,890,192	41,550,843
負債合計		58,890,192	41,550,843
純資産の部			
元本等			
元本		2,140,389,371	2,034,275,740
剰余金			
剰余金又は欠損金()		2,241,983,431	2,430,731,247
元本等合計		4,382,372,802	4,465,006,987
純資産合計		4,382,372,802	4,465,006,987
負債純資産合計		4,441,262,994	4,506,557,830

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2017年12月28日 至 2018年12月27日		自 2018年12月28日 至 2019年6月27日
有価証券の評価基準及び評価	株式	株式	
方法	移動平均法に基づき、法令及び一般社	同左	
	団法人投資信託協会規則に従い、時価評		
	価しております。		

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2018年12月27日現在)	(2019年6月27日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	2,455,174,802円	2,140,389,371円
期中追加設定元本額	480,161,607円	167,888,196円
期中一部解約元本額	794,947,038円	274,001,827円
期末元本額	2,140,389,371円	2,034,275,740円
元本の内訳		
GS・日本株ファンド(自動けいぞく)	2,084,726,627円	2,000,401,838円
VA牛若丸・日本株ファンド	55,662,744円	33,873,902円
2 . 受益権の総数	2,140,389,371	2,034,275,740□

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2017年12月28日 至 2018年12月27日	自 2018年12月28日 至 2019年 6 月27日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	め記載を省略しております。	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券以外の金融商品	(1) 有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品につい	同左
	ては、短期間で決済され、時価は	
	帳簿価額と近似しているため、当	
	該帳簿価額を時価としておりま	
	ਰ 。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に	同左
いての補足説明	基づく価額のほか、市場価格がない	
	場合には合理的に算定された価額が	
	含まれております。当該価額の算定	
	においては一定の前提条件等を採用	
	しているため、異なる前提条件等に	
	よった場合、当該価額が異なること	
	もあります。	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(· H J / C / H T /			
区分	区分 (2018年12月27日現在) (2019年6月27日現在)		
1 口当たり純資産額	2.0475円	2.1949円	

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年6月28日現在)

資産総額 4,359,178,188円

負債総額 3,290,433円

純資産総額(-) 4,355,887,755円

発行済口数 2,872,907,329口

1口当たり純資産額(/) 1.5162円

参考情報

<日本株マザーファンド>

(2019年6月28日現在)

資産総額 4,511,449,141円

負債総額 88,528,271円

純資産総額(-) 4,422,920,870円

発行済口数 2,012,875,645口

1 口当たり純資産額(/) 2.1973円

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a . 受益権の名義書換 該当事項はありません。
- b. 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- 該当事項はありませ c.受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗 することができません。

d . その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

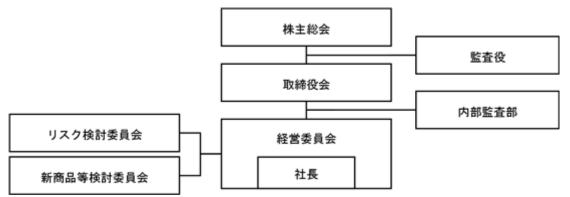
(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額:金4億9,000万円 発行する株式の総数:8,000株 発行済株式の総数:6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減:該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

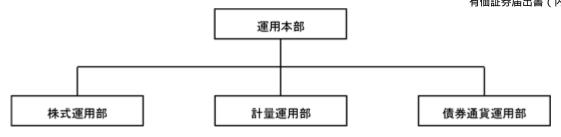
リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。 委託会社の運用するファンド

2019年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	118	2,119,576,033,556
単位型株式投資信託	2	71,439,485,468
合計	120	2,191,015,519,024

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法 に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成30年6月8日内閣府令第29号)附則第2条第1項ただし書きによ り、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別(第23期 (平成29年12月31日現在)			第24期 (平成30年12月31日現在)			
	資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
		千円	千円	%	千円	千円	%	
流動資産								
現金・預金			11,496,401			11,450,982		
有価証券			6,699,989			-		
短期貸付金			-			6,000,000		
支払委託金			25			18		
収益分配金		25			18			
前払費用			72,612			89,854		
未収委託者報酬			1,925,268			2,217,464		
未収運用受託報酬			2,636,495			2,097,668		
未収収益			87,473			6,481		
その他流動資産			12,253			174		
繰延税金資産			842,571			705,640		
流動資産計			23,773,090	95.3		22,568,282	94.9	
固定資産								
無形固定資産			111,180			234,597		
ソフトウェア		111,180			234,597			
投資その他の資産			1,049,033			976,884		
投資有価証券		641,762			608,933			
長期差入保証金		48,808			51,741			
繰延税金資産		309,126			250,271			
その他の投資等		49,336			65,937			
固定資産計			1,160,214	4.7		1,211,482	5.1	
資産合計			24,933,304	100.0		23,779,765	100.0	

期別	第23期 (平成29年12月31日現在)			第24期 (平成30年12月31日現在)				
負債の部								
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
		千円	千円	%	千円	千円	%	
流動負債								
預り金			92,132			95,313		
未払金			2,494,574			2,344,602		
未払収益分配金		128			140			
未払手数料		653,474			730,069			
その他未払金		1,840,971			1,614,391			
未払費用	* 1		3,177,606			2,616,019		
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			-			3,000,000		
未払法人税等			1,279,821			1,114,060		
未払消費税等			295,545			176,395		
その他流動負債			155,820			190,026		
流動負債計			7,495,502	30.1		9,536,418	40.1	
固定負債								
関係会社長期借入金			3,000,000			-		
退職給付引当金			112,504			218,427		
長期未払費用	* 1		1,696,313			1,047,976		
固定負債計			4,808,818	19.3		1,266,403	5.3	
負債合計			12,304,320	49.3		10,802,822	45.4	

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			第23期 年12月31日現在	E)	(平成30	第24期 年12月31日現在	E)
純資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			11,678,385			12,021,369	
その他利益剰余金		11,678,385			12,021,369		
繰越利益剰余金		11,678,385			12,021,369		
株主資本合計			12,558,385	50.4		12,901,369	54.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		70,597			75,573		
評価・換算差額等合計			70,597	0.3		75,573	0.3
純資産合計			12,628,983	50.7		12,976,942	54.6
負債・純資産合計			24,933,304	100.0		23,779,765	100.0

(2)【損益計算書】

期別				自 平 至 平	第23期 成29年1月1日 成29年12月31日		第24期 自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日			
注記 科目 番号			内訳	金額	│ │構成比	 内訳	金額	構成比		
		営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%	
		委託者報酬			18,588,553			19,586,658		
		運用受託報酬	* 2		9,493,556	9,493,556		9,067,941		
		その他営業収益	* 2		5,212,268			5,277,342		
		営業収益計			33,294,379	100.0		33,931,942	100.0	
		営業費用								
		支払手数料			8,193,557			8,695,366		
		広告宣伝費			127,648			98,690		
		調査費			8,178,928			8,283,252		
		委託調査費	* 2	8,178,928			8,283,252			
		委託計算費			270,331			252,389		
		営業雑経費			297,394			292,829		
		通信費		21,828			17,326			
	営業損益の	印刷費		244,991			239,398			
经		協会費		30,573			36,104			
経常損益		営業費用計			17,067,860	51.3		17,622,528	51.9	
損 益		一般管理費								
の部	部	給料			7,573,594			7,374,416		
部		役員報酬		222,812			245,599			
		給料・手当		3,117,447			3,318,727			
		賞与		1,854,946			1,622,259			
		株式従業員報酬	* 1 * 2	768,165			646,616			
		その他の報酬	_	1,610,221			1,541,213			
		交際費			62,263			88,836		
		寄付金			40,185			91,847		
		旅費交通費			205,560			285,144		
		租税公課			127,967			135,737		
		不動産賃借料			78,412			203		
		退職給付費用			205,064			399,079		
		固定資産減価償却費			74,126			50,440		
		事務委託費			1,949,647			2,222,369		
		諸経費			996,767			995,707		
		一般管理費計		11,313,590	34.0		11,643,785	34.3		
		営業利益			4,912,927	14.8		4,665,628	13.7	

		期別			第23期 成29年1月1日 成29年12月31日		第24期 自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日			
科目 注記 番号			内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比		
		営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%	
		収益分配金			24,534			25,339		
		受取利息			30,237			44,729		
		投資有価証券売却益			31			794		
		株式従業員報酬	* 1 * 2		-			473,820		
经	営	為替差益			10,974			-		
常	営業外損益の部	雑益			9,768			29,502		
経常損益の		営業外収益計			75,546	0.2		574,186	1.7	
0		営業外費用								
部		支払利息	* 2		19,014			18,578		
		株式従業員報酬	* 1 * 2		231,929			-		
		為替差損			-			53,104		
		投資有価証券売却損			-			776		
		雑損			0			3		
		営業外費用計			250,944	0.8		72,461	0.2	
	経常利益				4,737,529	14.2		5,167,353	15.2	
税	税引前当期純利益				4,737,529	14.2		5,167,353	15.2	
法	法人税、住民税及び事業税				1,154,895	3.5		1,630,780	4.8	
法	法人税等調整額				629,884	1.9		193,589	0.6	
当	当期純利益			2,952,749 8.9				3,342,983	9.9	

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	純資産合計
				繰越利益剰 余金					
平成29年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	8,725,636	8,725,636	9,605,636	62,865	62,865	9,668,501
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,952,749	2,952,749	2,952,749			2,952,749
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							7,732	7,732	7,732
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	2,952,749	2,952,749	2,952,749	7,732	7,732	2,960,482
平成29年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	11,678,385	11,678,385	12,558,385	70,597	70,597	12,628,983

第24期 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

(単位:千円)

									(甲位:十円)
	株主資本 評価・換算差額等								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	純資産合計
				繰越利益剰 余金					
平成30年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	11,678,385	11,678,385	12,558,385	70,597	70,597	12,628,983
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000			3,000,000
当期純利益				3,342,983	3,342,983	3,342,983			3,342,983
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)							4,976	4,976	4,976
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	342,983	342,983	342,983	4,976	4,976	347,959
平成30年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,021,369	12,021,369	12,901,369	75,573	75,573	12,976,942

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

重要な会計方針

里女仏云引刀到	T
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券
	時価のあるもの
	時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法による原
	価法)ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法に
	よっております。
	時価のないもの
	移動平均法による原価法によっております。
2 . 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産
	無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用
	のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (3年)に基
	づく定額法によっております。
	(1)貸倒引当金
	貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案
	し、回収不能見込額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金
	当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年
	金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しておりま
	す。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将
	来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理
	方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各
	事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の
	年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌
	事業年度から費用処理しております。
	(3)金融商品取引責任準備金
	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46
	条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)を適用して
	おります。
5.その他財務諸表作成のための基本とな	(1)株式従業員報酬の会計処理方法
る重要な事項	役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サッ
	クス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準
	第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計
	基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の
	適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基
	づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費 (一般管理
	費)として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サック
	ス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与
	日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益とし
	て処理しております。
	(2)消費税等の会計処理
	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりま
	す。
	/ 0

会計方針の変更

収益認識に関する会計基準及び収益認識に
関する全計其準の適田指針の適田

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)を当事業年度から適用しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

注記事項

(収益認識に関する注記)

第23期	第24期
(平成29年12月31日現在)	(平成30年12月31日現在)
該当事項はありません。	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託
	報酬およびその他営業収益を稼得しております。これ!
	には成功報酬が含まれる場合があります。
	1.委託者報酬
	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資
	産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬
	を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年
	回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり
	収益として認識しております。
	2. 運用受託報酬
	運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきん
	末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定
	た報酬を対象口座によって年4回、年2回もしくは年
	回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわた
	収益として認識しております。また、当社の関係会社
	ら受取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定めら
	た算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。
	2 7 0 /1.24 34 117 34
	3.その他営業収益
	関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約
	定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受取
	ます。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファン
	関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として
	ind O Cor 12 & 9 °
	4.成功報酬
	成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に
	する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはそ
	他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する
	定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払わ
	ることが確定した時点で収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。 * 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含ま ております。

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成29年1月 至 平成29年12月	1日 31日)	第24期 (自 平成30年 1 月 至 平成30年12月	
* 1 株式従業員報酬		* 1 株式従業員報酬	
役員及び従業員に付与されて	こおりますザ・ゴール	同左	
ドマン・サックス・グループ・	インク株式に係る報		
酬に関するものであり、当該核	株式の株価及び付与さ		
れた株数に基づき算出し配賦さ	されております。		
* 2 関係会社項目		* 2 関係会社項目	
関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ		関係会社との取引に係るもの	のが次のとおり含まれ
ております。		ております。	
営業収益		営業収益	
運用受託報酬	2,788,474千円	運用受託報酬	3,415,734千円
その他営業収益	4,457,921千円	その他営業収益	4,802,083千円
営業費用		営業費用	
委託調査費	8,178,928千円	委託調査費	8,283,252千円
一般管理費		営業外収益	
株式従業員報酬	768,165千円	株式従業員報酬	179,970千円
営業外費用		営業外費用	
株式従業員報酬	49,644千円	支払利息	18,578千円
支払利息	19,009千円		

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	•	-	6,400

2.配当に関する事項 該当事項はありません。

第24期(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	-	-	6,400

2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年 9 月14日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成30年 9 月25日	平成30年 9 月25日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項	同左
はありません。	

(金融商品関係)

第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる 業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コ マーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有してお ります。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定 する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金 融負債は関係会社借入金及びその他未払金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			(+ 12 , 113)
	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,496,401	11,496,401	-
有価証券			
その他有価証券	6,699,989	6,699,989	-
未収委託者報酬	1,925,268	1,925,268	-
未収運用受託報酬	2,636,495	2,636,495	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	641,762	641,762	-
その他未払金	1,840,971	1,840,971	-
関係会社長期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	11,496,401	1	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるも の	6,700,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,925,268	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,636,495	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
関係会社長期借入金		3,000,000	•	-	-	-

第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる 業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短 期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。な お、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券 は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債はその他未払金や一年 内返済予定の関係会社長期借入金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、 当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,450,982	11,450,982	-
短期貸付金	6,000,000	6,000,000	-
未収委託者報酬	2,217,464	2,217,464	-
未収運用受託報酬	2,097,668	2,097,668	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	608,933	608,933	-
その他未払金	1,614,391	1,614,391	-
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、 投資信託であり、直近の基準価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	11,450,982		-	-	-	
短期貸付金	6,000,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,217,464	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,097,668	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

						(+12.111)
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
一年内返済予定の関 係会社長期借入金	3,000,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

	第23期				
(自	平成29年1月1日				
至	平成29年12月31日)				

第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1.その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価(千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	540,000	641,762	101,762
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	6,699,989	6,699,989	-

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価(千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500,000	608,933	108,933

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
6,031	31	1

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

 売却額(千円) 	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
50,018	794	776

(デリバティブ取引関係)

第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	第24期 (自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、	同左
該当事項はありません。	

(退職給付関係)

第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)		
1.採用している退職給付制度の概要	1.採用している退職給付制度の概要		
当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッシュ・	当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッシュ・		
バランス型年金制度(CB)を採用しております。	バランス型年金制度(CB)を採用しております。		
2 . キャッシュ・バランス型年金制度	2 . キャッシュ・バランス型年金制度		
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表		
退職給付債務の期首残高 -	退職給付債務の期首残高 123,134千円		
勤務費用 117,676千円	勤務費用 120,547		
利息費用 -	利息費用 244		
数理計算上の差異の発生額 10,629	数理計算上の差異の発生額 13,440		
退職給付の支払額 5,171	退職給付の支払額 16,994		
過去勤務費用の発生額	過去勤務費用の発生額		
退職給付債務の期末残高 123,134 	退職給付債務の期末残高 240,371		
 (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上され	(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上され		
た退職給付引当金の調整表	た退職給付引当金の調整表		
積立型制度の退職給付債務 123,134	積立型制度の退職給付債務 240,371		
未認識数理計算上の差異 10,629	未認識数理計算上の差異 21,943		
貸借対照表に計上された負債の額 112,504	貸借対照表に計上された負債の額 218,427 218.427		
 (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額	(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用 117,676	勤務費用 120,547		
利息費用 -	利息費用 244		
数理計算上の差異の費用処理額 -	数理計算上の差異の費用処理額 2,125		
過去勤務債務の費用処理額 -	過去勤務債務の費用処理額		
確定給付制度に係る退職給付費用 117,676	確定給付制度に係る退職給付費用 122,917		
(4)数理計算上の計算基礎に関する事項	(4)数理計算上の計算基礎に関する事項		
割引率 0.20 %	割引率 0.17 %		
 3.確定拠出制度	3.確定拠出制度		
 当社の確定拠出制度への要拠出額は、80,419千円で	当社の確定拠出制度への要拠出額は、87,664千円で		
あります。	あります。		

(税効果会計関係)

第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別		1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別	
内訳		内訳	
 繰延税金資産(流動資産)		 繰延税金資産(流動資産)	
未払費用	746,590千円	未払費用	610,158千円
その他	95,980	その他	95,482
小計	842,571	小計	705,640
繰延税金資産 (固定資産)		· 操延税金資産(固定資産)	
長期未払費用	219,530	長期未払費用	67,464
その他	120,760	無形固定資産	148,873
小計	340,290	その他	67,294
繰延税金資産合計	1,182,861	小計	283,632
繰延税金負債(固定負債)		繰延税金資産合計	989,272
その他有価証券評価差額金	31,164	繰延税金負債 (固定負債)	
小計	31,164	その他有価証券評価差額金	33,360
繰延税金負債合計	31,164	小計	33,360
繰延税金資産純額	1,151,697	繰延税金負債合計	33,360
		繰延税金資産純額	955,912
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後 率との間に重要な差異があるとき		 2.法定実効税率と税効果会計適用後(率との間に重要な差異があるとき(
因となった主要な項目別の内訳	0人 口以在关切从	因となった主要な項目別の内訳	八、山跃在兵切派
法定実効税率	30.86 %	法定実効税率	30.86 %
(調整)		(調整)	
賞与等永久に損金に算入されない 項目	6.80 %	賞与等永久に損金に算入されない 項目	4.32 %
その他	0.02 %	その他	0.13 %
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	37.67 %	税効果会計適用後の法人税等の負 担率	35.31 %
		<u> </u>	

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延	3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延
税金負債の金額の修正	税金負債の金額の修正
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第23期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

「関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	18,588,553	9,493,556	5,212,268	33,294,379

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計		
29,476,056	3,818,322	33,294,379		

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第24期(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	19,586,658	9,067,941	5,277,342	33,931,942

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計		
29,851,487	4,080,455	33,931,942		

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセッジ	アメリカ 合衆国	42	投資顧問業	被所有	投資助言	その他営業収 益	4,457,921				
3,7,2,12	ト・マネジ メント・エ ル・ピー	ニュー ヨーク州	百万ドル	323211231	間接 75%	(注1)	委託調査費	8,178,928				
親会社	ザ・ゴール ドマン・ サックス・	アメリカ 合衆国	11,862	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振 替 注3) 株式報酬	(注2)	(注2) 費用の振	営業外費用	40 644	関係会社 長期借入 金	3,000,000
, 祝 云 仁	グループ・ インク	ニュー ヨーク州	百万ドル	· 付怀 宏性			吕耒깕复州	49,644	長期未払費用	726,433		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2.5年であり、担保は差し入れておりません。
- (注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取 引業		有価証券 の販売 費用の振 替 (注1)			有価証券	6,699,989 455,817
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サッヤ ス・ホール ディング 有限会社	東京都港区	100 百万円	資産保有等		費用の振 替 (注1) 資産の保 有等	営業外費用営業外収益	182,284 9,478	未払費用 長期未払 費用	1,303,435
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業		現金の保管	営業外収益	22,827	現金・預金	2,369,093
親会社の子会社	ゴールドマ ン・サック ス・ジャパ ン・サービ ス株式会社	東京都港区	151 百万円	不動産の賃 貸借、一般 総務業務等		費替 (注 1) 保 ー ビス の に イン の に の に の に の に の に の に の に の に の に の			未払費用	286,241
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメン ト・ストラ テジー・L L C	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	40 百万ドル	投資顧問業		投資助言 (注2)			未払費用	436,012

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (注2)価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

				1						
種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	ゴールドマ						その他営業収 益	4,802,083		
親会社	ン・サック ス・アセッ ト・マネジ メント・エ	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	39 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	運用受託報酬	3,415,734		
	ル・ピー	<u> </u>					委託調査費	8,283,252		
	ザ・ゴール	アメリカ				資金援助 (注2)			一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金	3,000,000
親会社	ドマン・ サックス・ グループ・ インク	合衆国 ニュー ヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	費用の振 替 (注3)	営業外収益	179,970	未払費用	293,841
						株式報酬	営業外費用	18,578	長期未払 費用	917,901

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2.5年であり、担保は差し入れておりません。
- (注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取 引業		資金の調 達 (注1)	資金の貸付 有価証券の償 還	6,000,000 6,699,989	短期貸付金	6,000,000
親会社の子会社	ゴールドマ ン・サック ス・ボール ディング 有限会社	東京都港区	100 百万円	資産保有等		費用の振 替 (注2) 資産の保 有等	営業外収益	293,850	未払費用	546,465
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業		現金の保管	営業外収益	44,032	現金・預金	3,195,215
親会社の子会社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメン ト・ストラ テジー・ LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	31 百万ドル	投資顧問業		投資助言 (注1)			未払費用	362,371

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成29年1月 至 平成29年12月3		第24期 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)		
 1株当たり純資産額	1,973,278円63銭	 1株当たり純資産額	2,027,647円27銭	
1 株当たり当期純利益金額	461,367円06銭	1株当たり当期純利益金額	522,341円22銭	
損益計算書上の当期純利益	2,952,749千円	損益計算書上の当期純利益	3,342,983千円	
1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	2,952,749千円	1 株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	3,342,983千円	
差額	-	差額	-	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たり いては、新株予約権付社債等潜在株 ておりません。		同左		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2018年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネ ジメント (シンガポール) ピーティー イー・リミテッド (GSAMシンガポール)	14百万米ドル (1,554百万円 1 米ドル = 111.00円)	GSAMシンガポールは、シンガポールにおいて、内外の有価証券等に係る資産運用およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2019年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、金融機関の信託業務の兼営等に 関する法律(兼営法)に基づき信託業 務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2019年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
エース証券株式会社	8,831百万円	商品取引業を中心としたサービスを
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	提供しています。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
損保ジャパン日本興亜 D C 証券株式会社 [*]	3,000百万円	
野村証券株式会社*1	10,000百万円	
松井証券株式会社	11,944百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三井住友信託銀行株式会社 ^{*2}	342,037百万円	信託業および銀行業を中心とした
みずほ信託銀行株式会社 ^{* 1}	247,369百万円	サービスを提供しています。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
株式会社三井住友銀行 ^{* 1}	1,770,996百万円	銀行業を中心としたサービスを提供
株式会社三菱UFJ銀行 ^{*2}	1,711,958百万円	しています。
株式会社山形銀行 ^{* 1}	12,008百万円	
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社福岡銀行 ^{* 1}	82,329百万円	
株式会社西日本シティ銀行 ^{* 1}	85,745百万円	
労働金庫連合会 ^{* 1}	120,000百万円	労働金庫法に基づき設立された労働 金庫の系統中央金融機関です。

^{*1} 新規のお申込みのお取扱いは行いません。

^{*2} 確定拠出年金のみのお取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

GSAMシンガポールは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より日本株式の運用 (デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限の委託を受けて、主に日本株式の売買執行を 行います。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指 図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に 関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

GSAMシンガポールおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用すること、本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することおよびキャッチフレーズを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 投資信託説明書(交付目論見書)または投資信託説明書(請求目論見書)である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - · 金融商品取引業者登録番号
 - 目論見書の使用開始日
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意 向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐 々 木 貴 司

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 健 志業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月30日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木貴

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 健 Ш 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているGS・日本株ファンド(自動けいぞく)の平成29年12月28日から平成30年12月27日までの計算期間 の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に 表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明するこ とにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策 定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S・日本株ファンド(自動けいぞく)の平成30年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間 の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に は、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

⁽注1)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。

司

志

独立監査人の中間監査報告書

2019年7月22日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐 々 木 貴

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 口 健

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS・日本株ファンド(自動けいぞく)の2018年12月28日から2019年6月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、GS・日本株ファンド(自動けいぞく)の2019年6月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2018年12月28日から2019年6月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。